

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

提案団体

吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。

具体的な支障事例

住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。

また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。

上記の公用請求に係る公文書(請求書)様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各士業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、市町村の発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。

具体的には、住民票の請求で、続柄及び本籍の表示非表示が選択されていなかったため非表示で住民票を返送したところ、実際には本籍が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で筆頭者の欄がないため筆頭者の確認を電話ですることになったり等、請求の際に必ず確認が必要な項目が漏れている様式を使用する官公庁が存在する。

また、必要な項目の記載はあるものの、依頼文中や備考欄に記載されていて項目の位置が統一されていないため、それぞれの項目の確認に時間を要している。例として人口2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者2人で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公用請求を受けた市町村の発行業務担当者の確認作業等の負担が軽減され、事務の効率化が図られる。

また、公用請求する側においても、形式的な請求書に必要な事項を記入するのみで足りることから、誤りがない請求をすることができ、再度請求をすることがなくなったり問い合わせ対応を減らすことができたり等、事務の効率化が図られる。

さらに、近い将来行政間において住民票等の各種証明書の内容について電子データでやりとりをすることになった際には、統一様式を使用することが不可欠となると想定されることから、制度改正をすることで行政のオンライン化の一助ともなりうる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第 10 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市

○現在は同一自治体内でも所管課ごとに異なる様式となっていることも多く、記載事項の不備や確認作業が増える要因となっている。

○当市においても、公用請求の交付について、請求元市町村への確認連絡に多大な時間を要している。具体的には、除籍になっている者の附票が必要か否か、戸籍の附票が謄本か抄本か、などの確認連絡が多く、あらかじめ記載のある様式に統一できれば、事務の効率化が期待できる。

○「現に請求の任に当たっている者」の職氏名等は請求書に記載されているものの公印の押印が省略されており、また職員証等の写しの添付もないので「現に請求の任に当たっている者」の本人確認に苦慮する事例が増えている。新たに統一様式をお示しいただく際は「現に請求の任に当たっている者」の本人確認を簡易に行えるようご配慮いただきたい。

○公印省略の動きも散見され、個々の行政機関が、別々にその対応を図る旨の通知文の送付やその対応の支障の有無を照会しているため、公印も形式に含めて、省略を認める判断を行うか否か示せば、公用請求事務がさらにスムーズになると思われる。

○当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要している（請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件）。また、請求書の様式が自治体及び省庁によって異なり、内容の確認に時間を要している。同一の自治体であっても部局により様式が異なることがあり、請求内容の読み取りに時間を要する原因や、請求元が求める項目漏れの原因になるなど、円滑な事務遂行の支障となっている。また、昨今の DX の流れを加味した RPA 等による証明書類の自動出力を検討した際、様式が自治体及び省庁によって異なることが大きな支障となる。具体的には、様式が異なることにより AI-OCR による正確な請求書の読み取りが困難となる点。

○生活保護業務で請求対象者が被保護者本人なのか扶養義務者なのかの記載がないため、親族調査のため出生までさかのぼった戸籍が必要なのか、生存確認で現在の戸籍や附票だけでいいのかと確認を要することもある。

各府省からの第1次回答

（住民票の写しについて）

国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

（戸籍証明書について）

戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第 10 条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

業務時間外の戸籍証明書交付に係る発行抑止処理の取扱いの見直し

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

開庁時間外に戸籍の届出があった場合には、翌開庁日に発行抑止処理することを許容し、開庁時間外においても戸籍証明書のコンビニ交付サービスが行えるようにすること。

具体的な支障事例

市町村は、法務局の指導により戸籍届出の内容が証明書に反映するまでの間、証明書の発行抑止処理をするよう求められており、当市のみならず、多くの自治体において開庁時間以外での発行抑止処理を実施する体制が整えられず、戸籍のコンビニ交付については開庁時間に限定している。そのため、当市では、住民票の写し等のコンビニ交付サービス時間とあわせてほしい旨の要望が多く寄せられている。

戸籍の信用性を確保する上で、発行抑止処理が必要であることは十分に理解しているが、発行抑止処理が必要な戸籍は、閉庁時に届出のあったごく一部の戸籍であり、コンビニ交付を開庁時間のみに限定することは、開庁時間外にサービスを受けられない大多数の住民に支障を及ぼしている。また、コンビニ交付は本人等申請しか考えにくく、翌開庁日に発行抑止処理することが許容された場合において、届出時に「発行抑止処理は翌開庁日になるため、この間には発行しないでください。」など十分な注意喚起を行うことにより、懸念されるようなことは起こり得ないと考える。

平成26年には発行抑止処理の撤廃を求める提案があったところであるが、当時と比べ、国民の76%がマイナンバーカードを取得し、コンビニ交付を利用する方も増加している現在の状況を考慮いただき、閉庁時に届けられた戸籍について、翌開庁日に抑止処理することを許容し、閉庁時間においてもコンビニ交付サービスが行えるよう検討願いたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

コンビニ交付サービスの拡充により、利用者の利便性が向上する。また、全国統一の稼働時間とすることが可能となることから、各自治体において利用者への説明等がスムーズに行える。さらにマイナンバーカードの利活用の拡充により、マイナンバーカードの普及促進も見込める。

根拠法令等

平成13年12月12日付け法務省民一第3047号民事局長回答

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、郡山市、いわき市、浜松市、寝屋川市、東温市、熊本市

○「翌開庁日まで発行抑止されないため発行しないでください」との口頭での注意喚起でも確かに一定の予防は可能であるように思われますが、限界があると考えます。コンビニでの発行可能時間をサービス時間と合わせるのであれば即時抑止処理が必要であり、即時抑止処理が体制的に難しいのであれば、旧情報での証明が請求人に絶対に発行されない仕組み(提案市のおっしゃる、発行可能時間を開庁時間に合わせる制限など)を採用せざるをえないと考えます。

○当市においても、住民票の写し等他証明との利用可能時間に差があり、利用者からは利用可能時間を延長するよう要望を受けている。しかしながら、発行抑止を行うにはシステム面や職員の事務権限、配置等課題が多く短期的に実現するのは難しい状況にある。現状においても、本籍地以外の市区町村へ戸籍の届出が行われた場合は発行抑止を行うことができないため、サービス提供市区町村が発行抑止の体制を整えたとしても、届出記載前の戸籍発行を防ぐことは制度上困難である。

令和6年3月に広域交付が開始して以降は、閉庁時間帯に他市区町村にて自市の証明発行がなされることから、届出記載前の戸籍発行を抑止することが更に困難な状況となる。

については、コンビニ交付サービスについては利便性向上並びにマイナンバーカード普及・利活用の促進のため、開庁時間外においても柔軟に交付ができるよう、検討いただきたい。

○当市のコンビニ交付サービスは、年中無休(年末年始を除く)の交付をしており、そのうち戸籍については20時まで行っている。発行抑止処理については、時間外証明発行窓口(平日 17:15~19:00・土日祝日 9:00~19:00 開設)の職員がその時間まで対応し、平日は1回/日、土日祝日は4回/日処理を行っている。年末年始を除く毎日の対応のため、職員の勤務シフトや人員確保に苦慮している状況。人員確保の面で提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、戸籍の記載は常に真実の身分関係と合致していることが要請され、その記載事項を証明する戸籍証明書等についても、同様の要請が働いている。

届書の受領から受理までの間に当該戸籍の記録事項証明書が交付された場合、届書の受領の日をもって戸籍に記載されるべき記録事項がないまま証明書が発行されてしまうこととなること、このような事態を防止するためには、届出に係る戸籍証明書等の交付抑止処理を届出がなされた後直ちに行う必要がある。

したがって、翌開庁日に交付抑止処理を行うことを許容した場合、上記のような証明書が発行されるリスクが高くなることから、戸籍記載の真実の身分関係の要請に応ずることができず、戸籍の信頼性を損なうおそれがある。

なお、現時点においても、本籍地以外の市区町村への届出がなされた場合、発行抑止処理を行うことができない旨の御指摘をいただいているところ、現実の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が極めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届書については、そもそも本籍地に対して交付抑止処理を依頼するために連絡をすること自体が現実的ではない。

一方、本籍地として自らが受け付けた届書については、自らの責任において交付抑止処理をすることができるものであるから、御指摘の事例と、本籍地への届出がなされた場合とでは、その交付抑止処理をすべき届出がなされたことを把握するまでのフローが異なるのみであり、それを把握した場合、本籍地の市区町村の責務として直ちに交付抑止処理を行うべきとの考え方に齟齬があるものではない。

上記のとおりであるから、戸籍記載の真実の身分関係の公示の要請に応え、戸籍の信頼性を確保するための措置として交付抑止処理は届出後直ちに実施すべきである。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、様々な手続において、職員が法務局に出向いて登記事項証明書等の公用請求を行っている。

【問題点】

行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が求められている中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると捉えている。

登記事項証明書はオンライン請求も可能であるが、受け取りは郵送等や窓口となり書面の入手までに数日を要する。市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書を送付した際に問い合わせがあった場合に、市が保有しているデータが真であるか確認するときなど、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例も多く、移動時間を費やしてでも法務局に出向いて公用請求をしているのが実情である。

【解決策】

当市ではデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の添付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続については情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記事項証明書の迅速な取得と法務局への移動時間の削減が両立できる。

また、法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、館林市、相模原市、横須賀市、三浦市、福井市、長野県、豊橋市、安来市、笠岡市、山口県、大村市、熊本市、延岡市

○空家等の所有者等の調査等において、登記情報を得るための法務局への移動や申請後の待ち時間等に多くの時間を要しており、非効率であるほか、法務局自体も管轄範囲が拡大したことにより、処理数が増えているようで、非常に待ち時間が長く、申請後、数日要することも多いため、運用改善が必要。

○庁舎一階に窓口があるが公用の取扱いがないため往復2時間かけ公函や登記簿等の公用申請を行っている。庁内で連絡を取り合い取りまとめることもあるが急用もあるため効率化できていない。担当課では、登記申請については、オンライン登記システム及び書類の郵送により嘱託登記を行っているが、登記完了後は登記済証や確認のための登記簿取得に、やはり他市の法務局へ1往復している。公用請求による登記簿等の取得がオンライン化できれば、大幅な時間短縮となり、迅速な対応による市民サービスの向上にもつながる。

○各必要書類ごとに申請書を作成し、市長印を押印して法務局に公用請求している状況。

混雑具合によっては当日中に取得できないこともあり、手間やかかる時間を考えると非効率だといえる。

○成年後見の市長申し立ての際に登記書類が必要で書類取得に時間がかかり他の業務が繁忙となると手続きが遅れることがある。

○本市においても、固定資産税等の賦課業務や市税等の徴収業務において、毎日のように法務局に出向いて公用請求を行っており、職員の負担になっている。

○本市でも、複数の所属が、登記事項証明書等の取得に当たり公用請求に関する申請書を法務局に提出しており、登記情報連携システムを通じて登記事項証明書を取得することが可能になれば、取得に要する事務削減により、事務効率化を図ることできる。本市でも職員が毎日2回法務局へ出向き、登記事項証明書を取得しており、時間と手間がかかることから負担を感じている。

○県税の適正な賦課徴収（滞納整理を含む）を行う上で、登記事項証明書を公用で取得する事例が多々ある中、県内10か所の登記所へ出向くには時間と労力に大きな負荷がかかっており、提案のとおり公用請求がシステム利用の利用可能対象となることは、業務の効率化に資すると考える。なお、令和4年度の関東甲信越地区税務主管課長会議において、同様の趣旨で、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」及び一般財団法人民事法務協会が提供する「登記情報提供システム」の効用利用の無償化について関係機関と協議を行うよう総務省に要望しており、同省からは法務省と協議する旨回答を得ている。

各府省からの第1次回答

現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。

【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)

【デジタル臨時行政調査会作業部会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/>

(第19回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

資料2 土地系ベース・レジストリと制度的課題について

(第20回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について

この検討の中で、ご指摘の、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担を軽減できるよう、登記情報の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

69

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村長から登記所へ通知している情報を利用し、登録免許税の算定においてオンラインで通知している価格データの活用及び当該通知のオンライン化を促進すること

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

相続登記の申請義務化による登記申請数増加を見据え、地方税法第422条の3に基づき市町村長から登記所へ通知している価格データの活用により、データの提供を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とするとともに、申請者の負担軽減と国・地方自治体の業務効率化の観点から通知のオンライン化を全国的に促進すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は登録免許税を算定・納付するために市町村(特別区においては都。以下同じ。)が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等の書類を登記所に提出する必要がある。一方、登録免許税の算定に必要な情報は、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ通知することが求められており、通知に当たっては、令和2年1月から自治体と登記所との協議によりオンラインでの受渡しも可能となった。

また、不動産登記法の改正により令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることに伴い、国は「相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン」(令和5年3月22日)において国民の負担軽減のための環境整備を掲げているが、登記手続自体に対する負担軽減策は示されていない。

【支障事例】

都は所管の登記所と協議の上、登録免許税の算定に必要な価格データをオンラインにより提供しているが、申請者は引き続き証明等の提出を求められているため、行政手続のワンストップ化が実現できない。

都が発行する証明等のうち、登記申請を目的としたものが年間約30万件あり、これは全体の約6割に及ぶ。そのため、窓口・郵送請求対応に膨大な時間と労力を費やしているとともに、申請者にも負担を強いている状況である。

【制度改正の必要性】

今後は相続登記の申請義務化により、登記申請件数とともに証明等の発行件数の増加が見込まれる。確認書類として固定資産課税明細書の利用が促されてはいるが、相続登記に係る負担軽減策の整備が急務であることから、全ての自治体の通知のオンライン化を待つことなく、データの通知を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とすることを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村長から登記所への通知のオンラインでの実施状況を登記件数ベースで試算すると年間約400万件(約50%)となるため、書類添付が不要となることによって、自治体での証明等の発行業務が大幅に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明等を取得する手間・費用の削減につながり、相続登記等の手続自体に対する負

担を大きく軽減させることが期待できる。

さらに、運用の見直しによって、申請者の負担軽減及びバックオフィス連携による国・地方自治体双方の業務効率化の観点から、全国的に通知のオンライン化が加速することが期待される。

根拠法令等

登録免許税法第 10 条、第 25 条、第 26 条、附則第 7 条、登録免許税法施行令附則 3、不動産登記規則第 189 条、第 190 条、地方税法第 422 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、相模原市、松本市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、城陽市、大阪市、今治市、熊本市、沖縄県

○当市においても、登録免許税の算定に必要な価格データを法務局へ提供しているが（オンラインではない）、申請者は証明書の提出を求められているため、行政手続きのワンストップ化に繋がっておらず、申請者に負担を強いている状況である。

また、登記のための証明書の取得数は多く、職員が窓口・郵送請求対応に時間と労力を費やしている。相続登記を進めるためにも、証明書の添付を不要とするなど、手続きの簡素化を求める。

各府省からの第 1 次回答

現在、電子データで提供を受けている評価額情報は、登記情報との十分な紐付けができないことから、評価証明書等の添付省略は困難である。

全国の市町村と法務局との間で評価額通知のオンライン化に向けた動きとして、「税務システム標準仕様書」において、地方税法第 422 条の 3 の通知のオンライン化に対応するための機能が要件化されており、今後、当該通知のオンライン化が促進されるものと考えており、この状況を踏まえて、評価証明書の提出の在り方について検討したい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、川西市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られた満期釈放者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】

これまでに法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪統計にかかるデータの提供はなされており、令和4年度末からは地方公共団体別の刑事施設出所者情報等が提供されるようになるなど内容の拡充が図られている。しかし、その内容は統計データにとどまり個人情報の開示にまでは至っていない。

[現状で提供されているデータ]

- ・男女 ・年齢層 ・初犯、累犯 ・出所事由(仮釈放、満期釈放)
- ・帰住先(配偶者のもと、父母のもと、更生保護施設等)
- ・精神状況(知的、精神等)

【支障】

国と地方公共団体との連携のもとに実効性のある取組みを進めていくためには、地方公共団体に本人同意が得られた出所者の個人情報が開示される必要があるが、特別調整対象者以外の情報は入手しにくいいため、帰住先とする地方公共団体において対象者の特定や確認に至らず、出所者等が必要とする支援に繋げることが困難な状況である。

【制度改正の必要性】

国の第二次再犯防止推進計画においても、自治体に必要な情報等を適切に提供する旨記載されている。受刑者の中には、福祉面での支援等があるなどの情報を知らず、再犯を繰り返している者が存在する。矯正施設と地方公共団体間で、本人の同意を得た上で「疾患や障害の特性」「居住地」「就労状況」「可能な支援内容」等を情報共有し、矯正施設からも特性に応じた本人への提案を行い、地方公共団体が、特別調整の対象者に限らず、支援を要する者の特性等を予め把握することにより、受刑者の出所後の受け皿や福祉面での支援(生活保護や障害者手帳の交付、住居確保支援等)を行うことが可能となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保護観察を受ける仮釈放者と比べ更生に必要な支援を受ける機会が少ない満期釈放者について、支援を要する対象者を特定し、出所後の受け皿や福祉面などその者にとって必要な支援等が充実し、実効性のある取組みが図られる。

また、経済事情等の理由から再犯に至る者については、本人自身が必要な社会的支援制度の存在を把握して

いない場合なども考えられることから、自治体からの積極的な情報提供は本人の利益につながる。

根拠法令等

再犯の防止等の推進に関する法律第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤岡市、春日部市、岡山県、高知県、沖縄県

○例えば、子どもに対する性犯罪を犯した刑期满后者が出所した後の国の再犯防止の取組は、法務省と警察庁の連携による「再犯防止措置」にとどまっており、当府が国に先駆けて「子どもを性犯罪から守る条例」に基づき実施している社会復帰支援については、国が持つ刑期满后者の帰住予定先情報を当府に提供してもらえていない。そのため、対象者の全数を把握することができず、漏れなく支援につなげることができていない。

各府省からの第1次回答

刑事施設在所中から、「疾病や障害の特性」、「居住地」といった被収容者の要配慮個人情報を提供するに当たっては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」(以下「法」という。)第69条第2項第1号及び第3号に基づいた対応をとる必要がある上、同項本文ただし書にあるとおり、当該個人情報を提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供することは許されないものとされている。

この点、満期釈放予定者の帰住先に係る情報は、本人が任意に述べたものにすぎず、その正確性を担保できるものではないことから、本人の同意なく、本人が居住先と述べたにすぎない地方公共団体にこうした要配慮個人情報を提供するには、慎重な検討が必要であると考えられる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- | | |
|------------|-------------|
| ①採用申請 | 約 1,000 件/年 |
| ②返還免除・猶予申請 | 約 500 件/年 |
| ③返還者等の現況確認 | 約 3,500 件/年 |

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

-

-

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。